

(目的)

第 1 条 この要綱は、大槌町の介護保険被保険者で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく要介護認定等を受けて介護保険サービスを利用するものに対して提供されるサービスの計画（以下「ケアプラン」という。）を点検することにより、適正な介護保険サービスの提供に基づく利用者の自立支援を促進し、及び計画を作成する介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）の資質の向上を図ることを目的とする。

(点検の対象)

第 2 条 点検の対象とするケアプランは、次のとおりとする。

- (1) 法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画
- (2) 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービス計画
- (3) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画

(点検の実施方法)

第 3 条 点検はケアマネジャーに対して、作成したケアプランに係る次の文書の提出を求めることにより行う。

- (1) 利用者基本情報、アセスメント表及び課題分析表
- (2) 居宅サービス計画書、施設サービス計画書又は介護予防サービス計画書
- (3) サービス担当者会議録及び経過記録
- (4) その他町長が必要と認めるもの

- 2 町長は、ケアプランの点検を実施しようとするときは、大槌町ケアプラン実施通知書（様式第 1 号）により居宅介護支援事業所等（以下「事業所」という。）に対し通知するものとする。
- 3 町長は、点検に当たって疑義が生じたときは、ケアマネジャーに内容を確認し、点検後、必要な助言及び指導を行うとともに、必要に応じてケアプランの見直し及び再提出を求めるものとする。
- 4 町長は、点検の結果、明らかに介護報酬算定が不適切であることが判明した時は、当該事業所に対して介護報酬の返納を求めるものとする。
- 5 町長は、点検の結果、不適切なケアプランの作成によりケアマネジャーの属する事業所への指導が必要と判断した時は、当該事業所への調査及び必要に応じて法第 23 条に基づく照会を行うものとする。
- 6 町長は、点検の結果を大槌町ケアプラン点検結果通知書（様式第 2 号）により事業所に対し通知するものとする。
- 7 前項の通知により改善を要する事項が見受けられた事業所は、速やかに当該事項の改善を実施するとともに、指定期日までに大槌町ケアプラン点検に係る改善状況報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(実施主体)

第 4 条 点検の実施主体は、大槌町とする。ただし、町長が適当と認めた場合は、法人に委託することができる。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、点検の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大槌町長

印

大槌町ケアプラン点検実施通知書

標記について、大槌町ケアプラン点検事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおりケアプランの点検を実施することを通知します。

記

1. 点検するケアプラン

2. 提出書類

- (1) 利用者基本情報、アセスメント表及び課題分析表
- (2) 居宅サービス計画書、施設サービス計画書又は介護予防サービス計画書
- (3) サービス担当者会議録及び経過記録
- (4) その他（ ）

3. 提出指定期日

年 月 日まで（必着）

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大槌町長 印

大槌町ケアプラン点検結果通知書

年 月 日に提出のあったケアプランについて、大槌町ケアプラン点検事業実施要綱第3条の規定により、下記の通り点検の結果を通知します。

記

1. 点検の結果

- 特に改善を要する事項はありません。
- 改善を要する事項が見受けられました。

2. 改善を要する事項が見受けられた場合

- (1) 事業所において、速やかに改善を行ってください。
- (2) 次のとおり改善の報告を行ってください。

ア 提出書類

ケアプラン点検時係る改善状況報告書（様式第3号）

イ 提出指定期日

年 月 日まで（必着）

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

大槌町長 様

所在地

法人名称

代表者名

㊟

大槌町ケアプラン点検に係る改善状況報告書

年 月 日付け 第 号で通知のあった大槌町ケアプラン点検結果通知書における改善事項について、大槌町ケアプラン点検事業実施要綱第3条の規定により、その改善状況を下記の通り報告します。

記

改善と要する事項及び内容	改善状況と今後の改善策	過誤調整の有無